介護老人保健施設あじさい
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　社会福祉法人那珂川福祉会が開設する介護老人保健施設あじさいにおいて実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）（以下「当施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第２条　当施設は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４　当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　介護老人保健施設あじさい

（２）　開設年月日　平成 14 年 1 月 1 日
（３）　所在地　　福岡県那珂川市下梶原 2 丁目 6 番 1 号
（４）　電話番号　　092-954-1000　FAX 番号 092-954-1505
（５）　管理者名　　後藤元徳
（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設（4051880088 号）

（従業者の職種、員数）
第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）	管理者	1 人
（２）	医師	1 人以上
（３）	薬剤師	若干名
（４）	看護職員	7 人以上
（５）	介護職員	19 人以上
（６）	支援相談員	1 人以上
（７）	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
	・理学療法士	1 人以上
	・作業療法士	1 人以上
	・言語聴覚士	若干名
（８）	管理栄養士又は栄養士	1 人以上
（９）	介護支援専門員	1 人以上
(10)	事務職員	若干名
(11)	その他の職員	若干名

（従業者の職務内容）
第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
（１）　管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。（配置しない場合は、記載の必要はない。）
（４）　看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく看護を行う。
（５）　介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
（６）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
（８）　管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。（配置しない場合は、記載の必要はない。）
（９）　介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
(10)　事務職員は、施設の庶務及び経理の事務処理を行う。
(11)　その他の職員は、施設のその他の雑務を行う。

（利用定員）
第７条　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービス定員80名より実入所者数を差し引いた数とする。

（事業の内容）
第８条　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。
２　以下の加算項目を実施する。
- 夜勤職員配置加算
- 個別リハビリテーション実施加算
- 認知症ケア加算
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
- 緊急短期入所受入加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 重度療養管理加算
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- 送迎加算
- 総合医学管理加算
- 療養食加算
- 認知症専門ケア加算
- 緊急時施設療養費
- 口腔連携強化加算
- 生産性向上推進体制加算
- サービス提供体制強化加算
- 介護職員等処遇改善加算

（利用者負担の額）
第９条　利用者負担の額を以下とおりとする。
（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
（２）　利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
（３）　「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）
第10条　通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
那珂川市、福岡市南区の一部、春日市、大野城市の一部

（身体の拘束等）
第11条　　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場

合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（2）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第 12 条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第 13 条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第 14 条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

・　面会は、午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分までとする。

・　消灯時間は、午後 9 時とする。

・　当施設内及び敷地内での飲酒・喫煙は禁止とする。

・　火気の取扱いは、禁止とする。

・　設備・備品の利用は、事前に職員に申し出て許可を得ること。

・　所持品・備品等の持ち込みは、日常生活に最低限必要なもののみとし、電気製品については事前に許可を得ること。

・　金銭・貴重品の管理は自己管理とし、当施設は紛失・盗難等の責を負わない。

・　当施設利用中の病院受診は禁止する。

・　ペットの持ち込みは、禁止する。

・　利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

・　他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 15 条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）　防火管理者には、事業所管理者を充てる。

（2）　火元責任者には、事業所職員を充てる。

（3）　非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（4）　非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（5）　火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（6）　防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）

②　利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③　非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（7）　当施設は、（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続に向けた取り組みの強化）

第 16 条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 17 条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修

4　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（職員の服務規律）

第 18 条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（２）　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
（３）　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）
第 19 条　当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
２　当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）
第 20 条　当施設職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人那珂川福祉会の就業規則による。

（職員の健康管理）
第 21 条　当施設職員は、当施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）
第 22 条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
２　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
（１）　当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）　当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
（４）　「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
３　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。
４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（感染症対策の強化）
第 23 条　新型コロナウイルス感染症含む、他感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを強化するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する等の措置を講ずるものとする。

（ハラスメント対策の強化）
第 24 条　適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ず

るものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 25 条　当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（記録の整備）

第 26 条　当事業所は、関係法令により、整備する記録を次のとおり定める。また、記録の保存期間を完結してから５年間に定める。

（１）主治の医師による指示の文書
（２）具体的なサービスの内容等に関する記録
（３）苦情の内容等の記録
（４）事故の状況および事故の記録

（掲示）

第 27 条　運営規程は社会福祉法人那珂川福祉会ホームページに掲載することとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 26 条　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２　運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

３　当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人那珂川福祉会理事会並びに評議員会において定めるものとする。

付　則

この規程は平成 14 年１月１日より施行する。
この規程を平成 15 年４月１日より改正する。
この規程を平成 17 年 10 月１日より改正する。
この規程を平成 18 年４月１日より改正する。
この規程を平成 19 年２月１日より改正する。
この規程を平成 19 年 12 月１日より改正する。
この規程を平成 20 年５月１日より改正する。
この規程を平成 21 年４月１日より改正する。
この規程を平成 21 年 10 月 26 日より改正する。
この規程を平成 24 年４月１日より改正する。
この規程を平成 26 年４月１日より改正する。
この規程を平成 27 年４月１日より改正する。

この規程を平成 28 年 1 月 1 日より改正する。
この規程を平成 29 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を平成 30 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を平成 31 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を令和 2 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を令和 3 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を令和 4 年 10 月 1 日より改正する。
この規程を令和 6 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を令和 7 年 4 月 1 日より改正する。
この規程を令和 8 年 8 月 1 日より改正する。

(別紙)

利用料金

介護保険サービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の１割、２割または３割を利用者が負担して、残りは介護保険から給付されます。
介護保険負担割合証の提示が必要です。

那珂川市は地域区分６級地ですので、１単位あたりの単価が 10.27 円となります。
【(　)内は１割負担の方の１日あたりの自己負担額の目安です。負担割合が２割の方は２倍、３割の方は３倍となります。】

（１）基本料金

施設利用料

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

短期入所療養介護費（Ⅰ）基本型

４人部屋、３人部屋（多床室）		個室（従来型個室）	
要介護１	８３０単位（８５３円）	要介護１	７５３単位（７７４円）
要介護２	８８０単位（９０４円）	要介護２	８０１単位（８２３円）
要介護３	９４４単位（９７０円）	要介護３	８６４単位（８８８円）
要介護４	９９７単位（１０２４円）	要介護４	９１８単位（９４３円）
要介護５	１０５２単位（１０８１円）	要介護５	９７１単位（９９８円）

短期入所療養介護費（Ⅰ）在宅強化型

４人部屋、３人部屋（多床室）		個室（従来型個室）	
要介護１	９０２単位（９２７円）	要介護１	８１９単位（８４２円）
要介護２	９７９単位（１００６円）	要介護２	８９３単位（９１８円）
要介護３	１０４４単位（１０７３円）	要介護３	９５８単位（９８４円）
要介護４	１１０２単位（１１３２円）	要介護４	１０１７単位（１０４５円）
要介護５	１１６１単位（１１９３円）	要介護５	１０７４単位（１１０３円）

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

時間区分	介護保険上の単価	利用者負担額
３時間以上 ４時間未満	６６４単位	６８２円
４時間以上 ６時間未満	９２７単位	９５２円
６時間以上 ８時間未満	１２９６単位	１３３１円

○認知症ケア加算（１日につき）　７６単位（７８円）
※認知症専門棟入所の場合は、上記施設利用料に加算されます。
○夜勤職員配置加算（１日につき）　２４単位（２５円）
○サービス提供体制強化加算Ⅰ（１日につき）　２２単位（２３円）
○サービス提供体制強化加算Ⅱ（１日につき）　１８単位（１９円）
○サービス提供体制強化加算Ⅲ（１日につき）　６単位（７円）

○個別リハビリテーション実施加算（１日につき）　２４０単位（２４７円）
○療養食加算（１食につき：１日３回限度）　８単位（９円）
※医師の指示に基づき療養食を提供する場合
○重度療養管理加算１（１日につき）　１２０単位（１２４円）
○重度療養管理加算２（１日につき）※日帰り短期入所　６０単位（６２円）
○緊急時施設療養費１（１日につき）　５１８単位（５３２円）
○総合医学管理加算（１日につき）利用中１０日を限度　２７５単位（２８３円）
○認知症行動・心理症状緊急対応加算（１日につき）　２００単位（２０６円）
○緊急短期入所受入加算（１日につき）　９０単位（９３円）
○若年性認知症利用者受入加算１（１日につき）　１２０単位（１２４円）
○若年性認知症利用者受入加算２（１日につき）※日帰り　６０単位（６２円）
○送迎加算（片道につき）　１８４単位（１８９円）
○在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ（１日につき）　５１単位（５３円）
○在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（１日につき）　５１単位（５３円）
○口腔連携強化加算（月に１回程度）　５０単位（５２円）
○生産性向上推進体制加算Ⅰ（１月につき）　１００単位（１０３円）
○生産性向上推進体制加算Ⅱ（１月につき）　１０単位（１１円）
○認知症専門ケア加算Ⅰ（１日につき）　３単位（３円）
○認知症専門ケア加算Ⅱ（１日につき）　４単位（５円）

介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）基本型

４人部屋、３人部屋（多床室）		個室（従来型個室）	
要支援１	６１３単位（６３０円）	要支援１	５７９単位（５９５円）
要支援２	７７４単位（７９５円）	要支援２	７２６単位（７４６円）

介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）在宅強化型

４人部屋、３人部屋（多床室）		個室（従来型個室）	
要支援１	６７２単位（６９１円）	要支援１	６３２単位（６４９円）
要支援２	８３４単位（８５７円）	要支援２	７７８単位（７９９円）

○夜勤職員配置加算（１日につき）　２４単位（２５円）
○サービス提供体制強化加算Ⅰ（１日につき）　２２単位（２３円）
○サービス提供体制強化加算Ⅱ（１日につき）　１８単位（１９円）
○サービス提供体制強化加算Ⅲ（１日につき）　６単位（７円）
○個別リハビリテーション実施加算（１回につき）　２４０単位（２４７円）
○療養食加算（１食につき：１日３回限度）　８単位（９円）
※医師の指示に基づき療養食を提供する場合
○緊急時施設療養費１（１日につき）　５１８単位（５３２円）
○総合医学管理加算（１日につき）利用中１０日を限度　２７５単位（２８３円）
○認知症行動・心理症状緊急対応加算（１日につき）　２００単位（２０６円）
○若年性認知症利用者受入加算（１日につき）　１２０単位（１２４円）
※６５歳未満の認知症入所者の方が対象
○送迎加算（片道につき）　１８４単位（１８９円）

○在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ（１日につき）　５１単位（５３円）
○在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ（１日につき）　５１単位（５３円）
○口腔連携強化加算（月１回程度）　５０単位（５２円）
○認知症専門ケア加算Ⅰ（１日につき）　３単位（３円）
○認知症専門ケア加算Ⅱ（１日につき）　４単位（５円）
○生産性向上推進体制加算Ⅰ（１月につき）　１００単位（１０３円）
○生産性向上推進体制加算Ⅰ（１月につき）　１０単位（１１円）

（２）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ　９.７％
※サービス利用に係る自己負担額（介護保険対象サービス）の総月額の９.７％
例）総月額が1,０００円の場合、９７円の加算で合計1,０９７円となります。

（３）その他の料金
① 食費（１日当たり）1,９００円
【内訳 朝食４００円 、昼食７６０円、 夕食７４０円】
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）（１日当たり）
・従来型個室　１，７２８円
・多床室　４３７円
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、次のとおりです。
負担額一覧表（１日あたりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		個室（従来型個室）	４人部屋・３人部屋（多床室）
利用者負担第１段階	３００円	５５０円	０円
利用者負担第２段階	６００円		４３０円
利用者負担第３段階①	1,０３０円	1,３７０円	
利用者負担第３段階②	1,３６０円	1,４７０円	

③ 理美容代　実費
④ テレビレンタル　９９円（１日あたり）
⑤ 電気代　１５円（1台1日あたり）※ご相談ください
⑥ 診断書代　4,４００円 ※ご相談ください
⑦ インフルエンザ等予防接種代　実費
⑧ 私物洗濯代　５０円／１００ｇ（1月の上限5,５００円）
⑨ その他　実費